

## 商品名 期日指定定期預金

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	期日指定定期預金
販売対象	個人のみ
期間	最長3年 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定をする時は、その1か月前までに通知することが必要です。 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000円以上300万円未満(総合口座は1万円以上) 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して支払います。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手数料	-
付加できる特約事項	自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。 マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、表1の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。

(表 1)

預入期間	中途解約利率
6 か月未満	解約日の普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%

(注) 小数点第 3 位以下切捨て